

No.	区分	頁	質問内容	具体的内容	回答
1	実施方針	2	2 (1) 事業の目的	トヨタ・ウーブン・シティとの連携のあり方について市として想定している具体的な連携。トヨタ・ウーブン・シティとの調整状況、民間事業者の連携について。	賑わい施設の周辺企業として、事業内容にかかるヒアリング等を実施しています。トヨタ・ウーブン・シティと民間事業者の連携については、基本的には民間事業者同士の対話によるものと考えております。
2	実施方針	4	2 (2) ③ 事業概要	大規模修繕の基準について(修繕内容や金額等)。	現時点では未定です。
3	実施方針	7	2 (3) 事業スケジュール	空間全体のデザイン統一に関し、市工事との協議の場などの具体的な想定について。 また、市工事と本工事のスケジュール調整について。	協定締結までに協議を実施予定です。市工事完了後に各施設工事を見込んでいます。
4	実施方針	7	2 (4) 市が事業者に支払う整備費及び運営維持管理費	賑わい拠点誘導施設および立体駐車場の整備費、並びに賑わい拠点誘導施設(公共機能)の運営・維持管理費について、整備費および年間運営費の概算や支払い条件の基本的な考え方、想定されている官民のリスク分担の考え方について。	実施方針5頁のとおり、設計・建設にかかる整備費は市負担とし、公園施設(賑わい拠点誘導施設)内には民間提案による便益施設の設置を可としています。運営にあたり、駐車料・公共機能の貸館料を事業者収入としています。具体的な上限額は、公募公告時に提示します。
5	要求水準書(案)	7	2 (1) 基本要件	公園の管理対象面積と他の公園部分を活用し、イベント等を実施した場合の料金収受について。	管理対象面積は、賑わい拠点誘導施設用地約840㎡です。管理対象面積以外の公園使用に係る料金は、現時点では未定です。
6	要求水準書(案)	9	2 (2) ① (ア) 景観	まちづくりの道しるべを仕様指定ではなく方向性と捉え、コスト削減の観点から汎用品や色彩の工夫で景観調和を図る提案も認められるかについて	原則、まちづくりの道しるべへの準拠を求めますが、性能の向上や維持管理費等の合理化に資する提案は妨げません。採用にあたっては、市と協議の上、決定します。

7	要求水準書(案)	11	2 (2) ③立体駐車場の要求水準	立体駐車場を3階建て以上で提案した場合に、富士山の眺望への影響から意匠・景観上の評価に影響が出る可能性や、市としての階数・建物高さに関する制約や意向があるかについて。	立体駐車場を高層にしたことでただちに景観上の減点対象とすることは想定していませんが、景観が保たれるよう、総合的に配慮してください。用途地域や線路近接工事に係る規制等を確認してください。
8	要求水準書(案)	15	4 維持管理業務に係る要求水準	賑わい拠点誘導施設の運営費に同施設の維持管理業務における、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、修繕・更新業務等は含まれるか。	公募公告時に提示します。
9	要求水準書(案)	18	5 運営業務に係る要求水準	賑わい拠点誘導施設の維持管理契約終了時における運営側の費用負担について。	施設の躯体および設備等に係る大規模修繕については、市の負担とすることを想定しています。一方で、施設内の民間機能部分に係る取扱いについては、次期運営者への引継ぎに向けた協議の中で決定することを想定しています。
10	要求水準書(案)	18	5 (1) ④ 業務報告書	報告書に含まれる利用状況の内訳について。	公共機能、民間機能ごとの利用者人数、公共機能の利用形態等を想定しています。

11	要求水準書(案)	19	5 (2) 施設運営の基本要件	公共機能と民間機能の開館時間・休館日の関係について。	協議すべき項目ですが、同一であることが望ましいと考えます。
12	要求水準書(案)	20	5 (3) ② (ウ) 利用料金の収受	公園施設に係る条例の制定について。	条例の制定を予定しています。
13	要求水準書(案)	20	5 (3) ② (エ) 備品等の貸し出し・管理	施設利用者に貸し出す備品・設備は、施設利用料とは別の備品使用料設定の可否について。	備品使用料の提案は可能です。ただし、利用者の利便性に配慮した料金体系となるよう配慮ください。
14	要求水準書(案)	20	5 (3) ⑥ 自主事業に係る条件	自主事業として施設や周辺広場・公園でイベントを実施する場合における利用料や占用料の減免措置について。	管理対象面積以外の公園使用に係る料金は、現時点では未定です。